

大規模災害時補填規程

第1条〔目的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第28条第2項に基づき、大規模災害時補填制度（以下「本補填制度」という）の運営について定める。

第2条〔本補填制度の趣旨〕

本補填制度は、大規模災害によってＪリーグ規約第40条第1項に定める公式試合について予定日程どおりの開催が不可能な事態となった場合やＪクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、代替地や代替日程によって大会を無事に終了させることまたはＪクラブの活動を通常に戻すことを目的にＪリーグがＪクラブに資金補填を行うものである。

第3条〔補填の対象となる大規模災害〕

補填の対象となる大規模災害とは、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定もしくは指定される見込みの災害またはこれに準じる災害をいう。

第4条〔本補填制度の原資〕

Ｊリーグが本補填制度によってＪクラブに補填する資金の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第5条〔補填の申請〕

本補填制度に基づく補填を希望するＪクラブは、以下の資料を提出の上、Ｊリーグに補填の審査を申し込む。

- ① Ｊクラブが作成した「補填申込書」
- ② 本補填制度に基づく補填を申請することおよび補填後の収支計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するＪクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする。）
- ③ Ｊリーグが個別に指定する、補填申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

第6条〔補填の決定〕

本補填制度に基づく補填を申請したＪクラブへの補填実行の可否、補填金額等は、Ｊリーグが、別途定める基準に従い決定する。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施行〕

本規程は、2017年1月25日から施行する。

〔改正〕

2019年1月24日

2020年1月30日

2021年5月27日

2023年1月1日